

いわき市農業委員会第25回総会議事録

会長 草野庄一は、令和5年4月20日（木曜日）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市文化センター2階中会議室1・2にて開催した。

1 出席者（計34名）

(1) 農業委員（22名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一		
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（12名）

事務局長	矢吹 敬直
事務局次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地審査係長	府川 将人
農政振興係 主査	大内 綾子
農政振興係 主査(書記)	鹿内 竜也
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
市生産振興課 主事	鈴木 千鶴

2 欠席者（計2名）

15 新妻 信夫
22 大竹 公治

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

草野会長、よろしく願いいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号15番、新妻信夫委員、議席番号22番、大竹公治委員となります。

現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第25回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号3番、志賀幸委員、議席番号5番、田子耕一委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局
(中村次長)

【議案書2～3ページにより会務報告】

議長
(草野会長)

只今の会務報告において、地域計画等概要説明会が、遠野町深山田地区で開催されたとのことでした。

出席された生田目委員、蛭田壽子委員、本当にご苦労さまでした。

この話し合いが功を奏するのは、やはり1回で終わることなく、多くの方の意見を聞きながら、今後も継続していくことが重要だと思います。

委員の皆様には、それぞれの地区において、積極的な説明会の開催をお願いいたします。

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

議長
(草野会長) 総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長) 特に、取下げ、追案等はありません。

議長
(草野会長) それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

本日、議案第3号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」で、議席番号20番、坂本和徳委員が該当しております。

坂本委員には、当該議案審議の際、一時退出をお願いします。

その他、該当する場合には、議案審議の際に申し出てください。

それでは、議案第1号、「いわき市農業委員会事務局規程の改正について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長) 議案書の4ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

資料1をご覧ください。

本件は、農業委員会事務局の事務分掌及び専決事項に関する規程の改正となります。

これは国の法改正、制度改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

事務局からの説明は、以上です。

議長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号、「いわき市農業委員会事務局規程の改正について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号、「いわき市農業委員会に係る行政手続き等における情報通信技術の利用に関する規則の廃止について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

本件については、市情報政策課が所管しております「いわき市長等に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する規則」の改正に伴い、所要の改正をするものです。

これまでは、市の部署を適用範囲としていたものを、農業委員会等の市の機関に属する執行機関の行政手続き等においても、適用範囲に含めるものとして改正し、市議会2月定例会において提案、可決されたため、所要の改正をするものです。

事務局からの説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号、「いわき市農業委員会に係る行政手続き等における情報通信技術の利用に関する規則の廃止について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号20番、坂本和徳委員が該当しております。

坂本委員は、一時退出をお願いします。

【坂本委員、一時退出】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査)

それでは、事務局より説明をさせていただきます。

議案説明書2ページをお開きください。

併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。

説明に入ります前に資料の訂正がございます。

議案説明書2ページ 番号2番について、「申請土地の表示」中、「所在地番」が「番地」とありますが、正しくは「番」となりますので、末尾の「地」を削除願います。また、現地調査位置図5ページについても同様の訂正をお願いします。

改めて、議案説明書2ページから説明いたします。

番号1番から5番につきましては、売買による所有権の移転であります。

事務局
(福田主査)

なお、番号 1 番につきましては、農地所有適格法人による新規就農、番号 5 番につきましては、番号 12 番と関連する案件ですが、個人としての新規就農案件となります。

番号 6 番から番号 11 番につきましては、賃借権の設定案件となり、番号 6 番から 10 番までの案件につきましては、農地所有適格法人による賃借権の設定案件となります。

番号 11 番、使用賃借権の設定、番号 13 番・14 番、贈与による所有権の移転案件、番号 15 番・16 番、農地の交換による所有権の移転となります。

以上、今月の農地法第 3 条許可による案件となります。

今月の 3 条申請面積につきましては、田 16,400 m²、畑 9,908 m²、合計 26,308 m²となります。

議案書 4 ページ、5 ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3 条許可が出来ない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、許可要件につきまして、令和 5 年 4 月 1 日より農地法の一部を改正する法律が施行され、第 5 号であります下限面積に達しない場合については、削除されております。

また、6 号、7 号がそれぞれ繰り上がり、5 号、6 号となっております。

今回は、改正内容を分かりやすくするため、改正前の表記としております。

なお、許可要件の詳細につきましては、次ページでご確認ください。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第 3 号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

1 番
木田委員

番号 1 番から 13 番までの事案につきまして、現地を調査しましたが、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局より、お願いします。

事務局
(福田主査)

番号 14 番から 16 番の案件について、事務局で現地を確認したところ、特に問題はなかったことを報告します。

報告については、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

18番
鈴木(義)
委員

6番から10番までの「あかい菜園」の件で、お伺いします。
まず、1点目として、稼働力人が2人となっている点がおかしいと思います。
2点目は、何を作るのかということ。
多分、ハウスを建てて、トマトを作るのかなと思いますが。
3点目は、場所は、夏井川の河川敷沿いでしょうか。
以上、3点について、質問いたします。

事務局
(福田主査)

まず稼働力人の部分についてですが、常時従事する役員としての2名と
いった形の表記となっております。
このほかに、いわゆる従業員といった形で、合わせまして33名というこ
とで申請されております。
次に、作付け予定の作物についてですが、トマト以外の作物として、今
のところ露地栽培で、ズッキーニ、オクラ、その他の野菜の栽培という申
請がなされております。
それから場所についてですが、夏井川の河川敷に位置した農地となって
おります。

18番
鈴木(義)
委員

大規模なハウスは、建てないという理解でよろしいでしょうか。

事務局
(福田主査)

現状の申請においては、そういった内容です。

議長
(草野会長)

その他、ご意見・ご質問はございますか。

事務局
(府川係長)

それでは、事務局より今の案件について、補足いたします。
前段で、下限面積の撤廃という部分がありましたので、念のためご報告
いたします。
13番、14番の案件につきましては、5,000㎡未満の許可案件ということ
になっております。
補足説明は、以上です。

議長
(草野会長)

その他、ございませんか。

【意見・質問なし】

なければお諮りいたします。
議案第3号について、原案の通り可決することに、ご異議ございません
か。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第3条第1項の規定による許可

議長
(草野会長)

申請について」は、原案の通り可決いたします。
それでは坂本委員入室、お願いします。

【坂本委員、入室】

次に、議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の7ページをお開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査)

議案説明書8ページをお開き願います。
議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

配付しております「現地調査位置図」と「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧くださいながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書10ページをお開き願います。

番号1番、申請者の住所・氏名は、四倉町大森（氏名は不表示）です。
申請土地は、四倉町狐塚、登記地目は田及び畑、転用面積は941.45㎡です。

転用目的は、糶摺乾燥施設および農業用機械倉庫です。

本案件は、四倉町狐塚における農業用機械倉庫の新設と、隣接する地番へ、必要な許可を得ずに設置した糶摺乾燥施設への許可となります。

経緯について説明しますと、申請人より自己所有地の一部へ、200㎡未満の農業用施設を設置する農地法の転用許可を要しない件について相談があり、事務局にて現地を確認したところ、隣接する地番に必要な許可を得ずに糶摺乾燥施設が設置されていることを確認しました。

事務局にて申請人に確認したところ、申請人は約64haを耕作する地域の担い手であり、当時自宅敷地内に糶摺乾燥施設を設置していましたが、周辺への騒音・粉じんの配慮のため自己所有農地への移転を計画し、事務局へ設置前に相談し、本来の許可不要の要件である、「自己所有地で、転用範囲が200㎡未満の農業用施設等」を「自己所有地で、建物の面積が200㎡未満の農業用施設等」と誤認し、必要な手続きを行わず設置したものであることが確認されました。

本人への聴取内容から、転用許可不要の要件を誤認したことが主要因であり、故意に違反したものではなく、当委員会の指導に従い、速やかに許可申請を行っており、申請時に提出された顛末書には、今後は面積の大小によらず、農業委員会に相談し、指導に従い必要な手続きを行うとする再発防止策が定められております。

また、当該申請地の転用による周辺農地への影響はないと判断されます。

本案件につきましては、原状回復をせずに、農業用機械倉庫に新設を含め、現況で許可することの可否についてご審議をお願いします。

番号2番、申請者の住所・氏名は、四倉町名木（氏名は不表示）です。

事務局
(福田主査)

申請土地は、四倉町名木、登記地目は畑、転用面積は 355 m²です。
転用目的は住宅敷地です。

申請人は、現在、申請者を含む 8 名で居住しており、現在の住居が手狭となったことから、申請地と隣接する自己所有の宅地を含め、新たに住宅を建築するため、許可を求めるものです。

以上、1 件、面積は、田 517.45 m²、畑 779 m²、合計 1,296.45 m²です。

申請内容を審査した結果、いずれも農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を満たしています。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第 4 号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

3 番
四家(誠)
委員

先に、番号 1 番の事案について申し上げます。

当該案件は、必要な手続きを経ずに農業以外に使用されているとのことから現地を確認したところ、申請地のうち、7 番及び 8 番について、既にもみ摺り乾燥施設として使用されておりました。

当該事案は、申請者が農地転用の許可不要要件を誤って理解したことにより必要な手続きを行わずに施工してしまったことですが、当委員会の指導に従い、速やかに転用申請を提出したこと、また、当該事案について顛末書を提出しており、再発防止策を策定していること、さらには、当該転用計画による周辺農地への影響等はないと判断できることから当該転用申請について、新設する 2 番 1 の農業用機械倉庫を含め、許可とすることもやむを得ないと考えます。

それ以外の番号 2 番について現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問ございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第 4 号について、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第 4 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、原案通り可決いたします。

続いて、議案第 5 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の 8 ページをお開き願います。

【議案第 5 号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川係長)

令和5年度人事異動に伴いまして、農政振興係から農地審査係に配置替えとなりました浅川です。

改めまして、よろしく願いいたします。

それでは、議案説明書11ページをお開き願います。

議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書12ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

現地調査位置図は18ページから、意見及び決定理由書は、右下の欄に記載しております受付番号5001番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

1番、平上平窪、畑903㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

2番、平上平窪、畑832㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

3番、常磐三沢町、田1,443㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

4番、三和町渡戸、畑263㎡、自己住宅敷地、使用貸借権の設定。

5番、大久町大久、田1,695㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

6番、錦町、田4,941.66㎡、電気事業工事用地としての一時転用、賃借権の設定。

なお、本案件は転用面積が3,000㎡以上となることから、福島県農業会議の意見聴取案件となります。

7番、四倉町玉山、畑194.4㎡、無線基地局設置のための仮設ヤードとしての一時転用、使用貸借権の設定。

以上7件、面積は、田8,079.66㎡、畑2,192.4㎡、合計10,272.06㎡となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を適正に満たしております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

3番
志賀委員

番号1番から番号5番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局より、お願いします。

<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>番号6番から番号7番について、一時転用案件であることから事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告については以上ですが、併せて資料の訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>配布しております許可申請に係る意見及び決定理由書の、1ページの右下の部分、県農業会議への意見照会の部分で、「要」とありますが、正しくは「不要」となります。</p> <p>また、4条の番号2番の案件についても、同様に、右下の県農業会議への意見照会が「要」となっておりますが、「不要」と訂正をお願いいたします。</p> <p>説明からは、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では特に問題ないと判断されるとのことですが、これについての皆様から何かご意見・質問ございますか。</p>
<p>23番 木幡委員</p>	<p>4番の自己住宅敷地の使用貸借権の設定ですけど、正福院さん。これ、代表役員と書いてありますが、宗教法人ですよ。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>宗教法人ではございますが、法務局の登記簿における名称としましては、正福院といった名称のみとなっておりますので、転用許可申請における名称としては正福院、それから、その代表たる代表役員としての表記となっております。</p>
<p>23番 木幡委員</p>	<p>まず宗教法人が農地持っていたということですよ。</p> <p>宗教法人さんが、代表の個人へ使用貸借権を設定した。</p> <p>だから宗教法人として、使用貸借権の設定をしたってことですね。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>土地の所有者の宗教法人から、その代表役員たる個人に対しての使用貸借といった形になっております。</p>
<p>23番 木幡委員</p>	<p>法人から個人に対する使用貸借権の設定というのは、聞いたことがなかったので、そのような設定があるのかどうかという意味での質問です。</p> <p>問題がなければ、それで結構です。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>権利の設定について、所有権の移転等を制限するというものではございません。</p>
	<p>当該宗教法人につきましては、土地を売買等によって所有権移転する場合において、今回の転用許可申請を正福院の規約により行っているところですが、それ以上になってきますと、いわゆる本山ですね、そちらの許認可等をいただく必要があるため、可能な手続きにおいて行われたものであると判断しております。</p> <p>説明は、以上です。</p>

議長
(草野会長)

その他ございますか。

18番
鈴木(義)
委員

1、2、3、5番が太陽光の申請ですが、E S-M I R A I という会社は、今まで市内で実績のあった会社ですか。

また、問題のない会社なのか伺います。

事務局
(福田主査)

まず1点目、E S-M I R A I による過去の実績ですが、昨年度、本市においては、複数の申請が出されております。

当該会社は、代表者を同一とする株式会社エコスタイルと言う会社で、令和3年以前においても申請が見受けられております。

次に、会社の規模ということですが、どのくらいがしっかりとしたという判断ができるのか悩ましいところですが、組織立てられて、一定規模以上の資金を持っているということ。

それから、FITによる固定買い取りを行わずに、非FITにおいて、発電、売電を行っていることから、ある一定規模の組織であると判断いたします。

18番
鈴木(義)
委員

エコスタイルという会社は、特に問題のない会社ということで理解してもよろしいですか。

事務局
(福田主査)

過去に違反をしている、若しくは、違反状態にあったものを放置したままであるといった経過はございませんので、問題がある申請人ではないと判断いたします。

議長
(草野会長)

1、2番の太陽光の案件について、私が現地確認を行った際に、ここに挟まった土地に、ある発電事業者が太陽光を設置していました。

管理状況が非常に悪いということで、意見は一致しましたが、業者の詳細までは、わかりませんでした。

後日、鈴木義直委員に調べていただきました。

以前、ここは梨畑だったということでした。

発電業者の名称や所在地、電話番号も分かっておりますので、事務局で現地確認のうえ、業者に管理状況等を確認していただく予定です。

鈴木委員、お疲れ様でした。

その他、ご意見ございますか。

【意見・質問なし】

なければ、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可

議長
(草野会長)

申請について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の9ページをお開き願います。
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査)

それでは、議案説明書13ページをお開き願います。
議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。
配付しております「現地調査位置図」と「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧ください。
番号1番、申請人の住所氏名は、東京都杉並区、磐城土建工業株式会社です。
申請地は、小川町福岡、地目は畑、転用面積は1,223㎡です。
当該許可は、令和4年12月26日付け、いわき市農業委員会指令第5060号により許可を受けた案件です。
当初の転用目的は、太陽光発電設備であり、今回の変更申請の内容は、太陽光パネルの配置及び枚数、施工期間の変更です。
本案件は、当初使用予定だった太陽光パネルが廃番となり、使用するパネルを変更したことにより、パネルレイアウト及び枚数を変更し、当該変更に伴い転用範囲内におけるパネル設置面積に変更が生じたことにより、施工期間を延伸する必要性が生じたため、申請地についても施工期間を延伸する必要性が生じ、計画変更を余儀なくされたものです。
この変更により、太陽光パネルの枚数及び施工期間について、変更前288枚、令和4年12月26日から令和4年4月30日までを、変更後228枚、令和4年12月26日から令和4年5月31日までに変更するものです。
当該案件については、施工中の事業計画変更であり、事業計画変更後においても、周辺営農に影響がないものであることから、計画変更の承認について問題ないものと考えます。
番号2番、申請人の住所氏名は、内郷小島町、株式会社山一緑化土木です。
申請地は、三和町合戸です。
当該許可は、令和4年12月26日付け、いわき市農業委員会指令第5064号により許可を受けた案件です。
当初の転用目的は、資材置場としての一時転用であり、今回の変更申請の内容は、事業の操業期間又は施設の利用期間の変更です。
本案件は、福島県発注の砂防施設工事を受注したことにより当該工事の資材置場として使用していますが、申請人が同一の施工箇所における砂防施設工事を新たに受注したことから、申請地についても施工期間を延伸する必要性が生じ、計画変更を余儀なくされたものです。

<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>この変更により、事業の操業期間又は施設の利用期間について、変更前、令和4年12月26日から令和5年3月31日までを、変更後、令和4年12月26日から令和5年12月31日までに変更するものです。</p>
	<p>番号1番及び2番のいずれにおいても、施工中の事業計画変更であり、事業計画変更後においても、周辺営農に影響がないものであることから、計画変更の承認について問題ないものと考えます。</p>
	<p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いします。</p>
<p>2番 四家(誠) 委員</p>	<p>番号1番について現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>続いて、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>番号2番について、事務局にて現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問ございますか。</p>
<p>23番 木幡委員</p>	<p>1番の案件ですが、去年ぐらいから、この使用予定だった太陽光パネルが廃番となるという変更申請が何件か来ておりますが、パネルの枚数は減っても、発電量は変わらない。 だから効率の良いものに変えているという趣旨ですか。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>すべてなのかどうか事務局で確認はしておりませんが、基本パネル枚数の変更につきましては、後発のパネルの方が必要とする枚数が少ないということで、木幡委員の言うとおりの、施設そのものの発電量の変更はございませんので、機能そのものが向上していると考えます。</p>
<p>23番 木幡委員</p>	<p>どういう趣旨かということ、廃番がかなり出てくるというのは、パネル自体の更新が早くなっていて、計画が出てきた時と並行する期間は、そんなに長期じゃないような気がするのですが。 申請してきた時の計画が本当に正しいのか、そこまで調べることはできないと思いますが、そういう事例が多くて気になっているという趣旨です。</p>

事務局
(福田主査)

こちらの申請につきましては、先ほどお話した5条の許可申請案件とは異なりまして、従前のいわゆるFITによる申請となっておりますので、FITの認定において、認定の時期から実際に転用の許可に至るまでに年単位で期間が離れているものがすべてではございませんが、中には期間が必要になってきて、どうしても数年経ってしまったと言うものもございます。

申請時において存在したパネルが、技術の進歩に伴い、新たなものに置き換えられ、廃番になっているということがあり、こういった事態が起こるものと考えます。

今FITの話が出ましたけども、パネルの変更につきましては、これは申請者の方において、FITの変更申請、これも併せて行い、その後、こちらの手続きを行ったということになってございます。

以上です。

議長
(草野会長)

その他ご質問ございませんか。

【意見・質問なし】

なければ、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に議案第7号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査)

議案説明書15ページをお開き願います。

議案第7号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、ご説明いたします。

併せて配付しております「現地調査位置図」と「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧願います。

営農型太陽光発電設備を設置する際に、土地所有者、営農者、発電事業者がそれぞれ異なる場合、

①地上部分で営農を行う権利を土地所有者から営農者へ設定する権利の移動のための農地法第3条の許可

②上空部分に太陽光パネルを設置する権利を土地所有者から発電事業者へ設定する区分地上権設定のための農地法第3条の許可

③上部太陽光パネルの支柱部分を非農地として一時的に転用するため、土地所有者から発電事業者へ支柱部分について転用のための権利を設定する農地法第5条の許可の3つの許可を同時に得る必要があります。

事務局
(福田主査)

3条許可申請の区分地上権、5条許可申請の営農型太陽光発電設備及び3条許可申請の使用貸借権について関連しておりますので、一括してご説明いたします。

議案説明書16ページをお開きください。

番号1番、農地の空中部分を使用するためには耕作のための農地法第3条許可とは別に区分地上権を設定する必要があることから、農地法第3条許可申請があったものです。

譲受人の住所・氏名は、東京都品川区（氏名は不表示）です。

譲渡人の住所・氏名は、小名浜上神白（氏名は不表示）です。

なお、譲渡人は、番号2番以降いずれも同一人であるため、省略させていただきます。

申請土地の表示は、小名浜上神白、地目は田、申請面積は1,489㎡。

続いて、番号2番、農地法第3条許可についてのご説明となりますが、こちらは耕作に係る使用貸借権の設定であります。

譲受人住所氏名は、埼玉県越谷市、株式会社アグリサスです。

申請土地の表示は、小名浜上神白、地目は田、申請面積は後述します農地法第5条第1項許可申請における転用面積を除いた1,488.594㎡、栽培予定作物は、榊、楢です。

次に番号3番、農地法第5条許可申請の内容についてご説明します。

譲受人住所・氏名は、東京都品川区（氏名は不表示）です。

申請土地の表示は、小名浜上神白、地目は田、転用面積は太陽光パネルを支える支柱部分の面積である0.406㎡。

一時転用期間については、太陽光パネル下部で営農する株式会社アグリサスが福島県の認定農業者であることから、許可日から10年間となっております。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第1項の許可において、許可することができない場合として規定する同条第2項各号に該当せず、また農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を適正に満たしております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第7号について、説明がありました。
ここで、現地調査の意見の報告をお願いします。

3番
志賀委員

番号1番から番号3番について現地を調査した結果、
特段、問題はございませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことです。
これについて、委員の皆様からご意見・ご質問ございますか。

12番
生田目委員

確認ですが、資料の右側、譲受人の経営内容が、1番、2番で124aの稼働力人が2人ずつになっておりますが、これでいいのでしょうか。

事務局 (福田主査)	稼働力人についてですが、常時農業に従事する役員または、重要な使用人として必要な日数以上のものについては、申請書上示される人数とされておりまして、2人の表記となっております。
12番 生田目委員	そうではなく、譲受人1番は個人で、2番はアグリサスとなっている。稼働力人数が同じなのは、変だと思います。 もう一つ、アグリサスが認定農業者ということですよ。そうなるかと備考のところも間違っていると思います。
事務局 (福田主査)	番号1番の譲受人の経営内容について、削除願います。 また、認定農業者の記載については、正しくは「下部農地の営農者が認定農業者による事業であるため、転用期間が10年間」といった形で訂正願います。
議長 (草野会長)	その他ございますか。 【意見・質問なし】 なければ、お諮りいたします。 議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第7号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に議案第8号、「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の11ページをお開き願います。 【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
事務局 (鈴木主査)	資料につきましては、議案説明書17ページからになります。 議案説明書17ページをお開き願います。 「いわき市農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。 説明に入る前に資料の訂正をお願いします。 19ページ附則の項目についてですが、第2項と記載されているものを第1項として訂正の方よろしくをお願いします。 また、資料22ページ、番号19番・20番及び資料23ページの番号24番につきましては、中段に内容（利用目的）として水田と記載されておりますが、番号19番、20番につきましては、番号18番と同じ「普通畑」、番号24番につきましては、「施設用地」と記載内容について訂正ください。 それでは、説明に入ります。議案説明書の18ページをお開き願います。 農用地利用集積計画第1号の内容についてですが、第1号は、公益財団

<p>事務局 (鈴木主査)</p>	<p>法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸するものであります。</p> <p>実施地区は、小名浜、勿来、四倉、好間、久之浜・大久地区、借り手5名、貸し手18名、対象筆数、田3筆、畑50筆、面積、田2,974.76㎡、畑63,515㎡となっております。</p> <p>なお、議案説明書19ページから23ページまでにつきましては、農用地利用集積計画の詳細となりますので、後ほどご確認ください。</p> <p>また、議案説明書23ページ、番号24番については、新規就農者となりますので、市生産振興課より、説明をさせていただきます。</p>
<p>生産振興課 (鈴木主事)</p>	<p>生産振興課の鈴木と申します。</p> <p>新規就農者のKさんに関して、ご説明いたします。</p> <p>Kさんは、草野いちご園にて、令和3年6月22日から約2年間の就農研修に取り組んでおり、7月1日に就農開始する予定です。</p> <p>栽培技術に関しては、就農研修取り組んだことから、イチゴに関する基本的栽培技術や知識について、十分に取得できたと伺っております。</p> <p>就農意欲に関しましても、就農に向け、農地やイチゴ栽培に関する情報を積極的に収集し、自ら各関係機関・団体やメーカーへ連絡し、就農に向けた準備を行っていることから、本人の就農意欲が高いと感じられると聞いております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局及び市生産振興課の担当者より、議案第8号について説明がありました。</p> <p>この件について、委員の皆様から何かご意見ご質問ございますか。</p>
<p>5番 田子委員</p>	<p>Kさんの件について、小名浜・常磐地区審議会において、本当に就農が可能なのかということの話し合いを積み重ねて来ましたが、本人の就農意欲も高いということで、今後、見守っていこうということで話は聞きました。</p> <p>しかし、借金を背負って経営をしていくわけですので、事業計画通り売り上げ等が得られなければ、すぐに経営的に苦しい状態に陥ってしまう。</p> <p>そういう状態にさせないための方策やアドバイスというものを、市ではどのようにお考えでしょうか。</p>
<p>生産振興課 (鈴木主事)</p>	<p>ご質問のあった経営状況の管理に関しては、就農開始してからの3年間は、新規就農者育成総合対策事業の経営開始資金というものを使い、年間150万円の補助を最大3年間、生活費として補助していく予定です。</p> <p>また、併せて収穫したものなどを販売することにより、安定していくのではないかと、検討会を開きました。</p>

5番
田子委員

正直のところ非常に難しいというのが実感です。
許可するにあたって、破綻しないようなフォローを行政側としてどうするのかお聞きしました。
3年間の新規就農者手当だけでは、実際問題として借入金の返済が非常に厳しいです。
売り上げがないとすると、その辺をよく考えないと、破綻させてしまうことにもなりかねない。
そういう意味で、協力をお願いします。
もう1点ですが、この方の住所が平窪となっておりますが、泉の間違いじゃないですか。

事務局
(金成主査)

田子委員のご指摘のとおり、新規就農に関しては、施設も含めて厳しいだろうというご意見は、地区審議会の意見として、Kさんに伝えているところです。
まず借金の部分ですが、政策金融公庫からの借り入れを予定しているということで、借り入れられる額というのが、決められております。
金融公庫側で生活、就農、そういったところも含めて計算して出してくるということで、県農林事務所、市生産振興課、農業委員会、公社を交え、Kさんとの話し合いを行った上で進めてきたところです。
もう1点の住所に関しましては、この方は実家が泉であると聞いております。
現在、草野いちご園での就農のために、平窪に住んで通っております。

17番
箱崎委員

貸手が常磐開発ということで、常磐開発は、農地を所有することができる法人なのでしょうか。
それと、借入金額が高額ですが、この辺についてもお聞きしたいと思っております。

事務局
(鈴木主査)

まず、常磐開発が土地を取得できるのかということですが、常磐開発が農地を取得する場合には、農地所有適格化法人でなければ取得することはできません。
重要な使用人がいるのか、何日働くのか、収益は農業収益が他の収益を上回っているのか、商業収益があるのか、そういった要件がもとになります。
なお、底地は、原野と雑種地になっております。

事務局
(金成主査)

鈴木主査から話があった通り、現在の底地は、雑種地です。
常磐開発が持っていたということになります。
そこを借り受けるということで、常磐開発との交渉において、この賃料が決まりました。

議長
(草野会長)

参考までに、中間管理機構は、10 a、10 万円。
小川地区のネクストファームも借地ですが、取り決めの価格は 10 万円。
草野いちご園さんは、土耕にこだわりおいしいイチゴを作っています。
そこで 2 年間就農した経験は貴重だと思います。
ただ、土耕で 40 a やるのは、非常に厳しいと個人的に思います。
Kさんは、高設ではないですよ。

事務局
(鈴木主査)

高設です。

議長
(草野会長)

高設だと、費用も相当かかるよね。

1 番
木田委員

私は、イチゴ作りを 40 年以上、土耕でやってきました。
やはり土耕は味が良い。
イチゴは、収入は他の作物より良いです。
でもそれだけに、費用もかかりますし体力も要ります。
これから指導していく立場として、大変だなと私は思います。
そして、これからの時代は、高設や水耕が主流となっていく、味は落ち
ますけれども、そういう経営体制でなければ、安定した収入は得られない
と思います。
私の方でも新規就農がおりました。
退職して退職金を全額投資しても、実家から借金し、最後にはノイロー
ゼになってやめてしまった方もいらっしゃいます。
昔は、農家は大抵イチゴを作っておりましたが、皆さん大変で辞めてし
まいました。
とにかく、関係機関や地域の方々と協力して、頑張ってもらいたいと思
います。

議長
(草野会長)

参考までに申し上げますが、山形市農業委員会に行った時に、山形市の
農協が 20 a のハウスを 5 棟程立てて、そこで研修を積ませる。
研修後は、すぐに就農させるのではなく、施設内で自立してイチゴ栽培
行う。そして農協がバックアップする。
これを 2 年間やって、その後も本人に就農意思あれば、1 年間 40 万円で
貸し出すということをやっておりました。
非常に良いケースですので、いわき市においても、今後考えたほうがいい
のかなと思っています。

17番
箱崎委員

渡辺町にした理由は、何かあるのでしょうか。

事務局 (鈴木主査)	実家である泉町近いということです。
17番 箱崎委員	わかりました。
12番 生田目委員	<p>稼働人数と栽培面積についてですが、4反歩全てで栽培するわけではないと思いますので、栽培面積をお教えてください。</p> <p>もう1点ですが、雑種地ということで、農地の貸し借りではないですよ。</p>
事務局 (金成主査)	<p>先に、土地の件について説明します。</p> <p>施設用地として、高設のハウスを建てるということで、中間管理機構それから県農林事務所などが入り検討した結果、公社で借り受けられるという判断をしたところですよ。</p> <p>農業委員会で許可が出た段階で、施設用地として農地という形になっていくものです。</p> <p>雑種地でも、今後畑として利用するというのであれば、農地として見ていくことになります。</p>
12番 生田目委員	先ほど箱崎委員が質問した「常磐開発は、農地を所有していいのか」それはどうかと思いますが、どうでしょうか。
事務局 (金成主査)	現在は、農地ではなく、雑種地として常磐開発が持っておりますので、地目が雑種地で、現状も雑種地であれば問題はないと考えます。
12番 生田目委員	<p>賃借契約を結ぶので、所有者は常磐開発のままです。</p> <p>その常磐開発の土地が雑種地から農地になって、農地を所有することがまずいと思いますが、それはどう考えるのでしょうか。</p> <p>農用地適格化法人でない常磐開発が所有するという形になり、非常に良くないと思います。</p>
事務局 (金成主査)	<p>権利の整理として、公社に貸し付けている期間に関しては、施設用地として農地として利用されますけども、その貸付けが終了した段階で、雑種地に戻りますので、これは原状回復で戻すというのが原則ですので、そのように戻ってくるということです。</p> <p>所有権自体は常磐開発ですが、畑として持っているという認識ではなく、あくまで貸付期間だけは、施設用地として利用されるという認識です。</p> <p>説明は、以上です。</p>
12番 生田目委員	貸付期間が10年ですが、更新はないということでしょうか。

<p>事務局 (金成主査)</p>	<p>Kさんが営農していくということを公社と常磐開発との間で認められていけば、営農している間は、施設用地として使われるという認識です。 更新されるかどうかは、その時ということです。</p>
<p>12番 生田目委員</p>	<p>貸付期間が10年間で、その間、検査も何も行わない。 途中で止めてしまうということもあると思いますので、年1回でも、点検が必要な案件になるのかなと思います。 いかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (金成主査)</p>	<p>先ほど田子委員からもご指摘を受けているところですが、まず小名浜・常磐地区審議会においても、高い関心を持って委員の皆様方から様々な意見を貰ったところです。 また関係機関には、その意見を直接農業委員会から伝えている案件であります。 7月から就農開始したいという本人の希望がありますので、それが出来ましたら、まず地区審議会において、農地パトロールや情報共有をお行い、営農状態をきちんと確認をしていきたいと考えております。 必要に応じて、総会の場でもご報告いたします。 それと、稼働人数と経営面積についてですが、まず高設に関しては、4反歩全てではないと伺っております。 一部、土耕になるということも聞いております。 高設と土耕を組み合わせるという方向で、現在、金融公庫との間で申請を進めていると伺っております。 詳しい面積については、後程、わかる範囲でお教えいたします。 人数については、ご本人と、家族2人と一緒にやるというようなことで、当初から計画が上げられていたと認識をしております。</p>
<p>12番 生田目委員</p>	<p>対象の土地は、以前、仮設住宅の建っていたところと思われまます。 ここは、もとは水田です。 私も周辺を熟知しておりますが、どの土を盛ったのかわかりませんが、1mから1.5m程、盛土してあります。 その上が砂地になっていると思います。 砂の下の土壌は、恐らく良い土が盛られている状態ではないと思います。 この土地で高設するのであれば、ハウス高設なら問題ありませんが、土耕でやるというのと、ちょっと話は別です。 そこまで調査されたのか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>事務局 (金成主査)</p>	<p>わかる範囲で、お答え申し上げますが、育苗ハウスとしては1棟を使って、残り3棟のハウスは高設の予定。 48m×12列一式という形です。 当初は全てを高設で計画をしていたため、一部、土耕と申し上げました。</p>

事務局
(金成主査)

全て高設の大きな施設で予定しておりましたが、先ほど田子委員から指摘があった通り、費用的に厳しいということで、金融公庫と県の方から、全てを高設にするのは難しいということで、土耕というのは、土耕でそのまま育成するわけではなくて、育苗の部分で少し使えないかというようなことで話があったと聞いております。

少しでも初期投資を抑えた状態で、申請をしたいということでした。

なお、これについては、就農を実際に支援する県農林事務所の担当と、改めて詰めさせていただきますが、7月からの営農に向けて動いていると聞いております。

わかる範囲で、以上です。

12番
生田目委員

新規の認定農業者ということで、よろしかったでしょうか。

事務局
(金成主査)

はい、その通りです。

12番
生田目委員

ありがとうございました。

議長
(草野会長)

詳細が不明な点も多い中での審議ですが、小名浜・常磐地区審議会で、協議した経緯もあるということですよ。

そういう意見も聞きながら決断はしたのでしょうけど、今後非常に厳しいということを頭に入れながら、県農林事務所の担当者が指導してくれるでしょう。

ただ、行政の指導は、現場を見て、水が少ないとか多いとかチェックする位で、きめ細かな指導はできないですよ。

農協だったら栽培技術的なものを持っておりますので、その辺がどうもミスマッチな部分を感じられるところです。

新規就農者を沢山取り入れて、大いに振興策を図って欲しいのですが、各関係機関が密に連携しながら行っていくことが大切だと思います。

市生産振興課さんには、本日出た質問を整理して頂き、関係機関の意見として、もう一度提出して頂くということをお願いしたいと思います。

18番
鈴木(義)
委員

Kさんは、年齢はおいくつですか

生産振興課
(鈴木主事)

28歳です。

18番 鈴木(義) 委員	<p>貸借料 20 万円は、新規就農者が借りるには、ハードルが高いと私も思いました。</p> <p>市内には、耕作放棄地が腐るほどあります。</p> <p>無償で貸してもいいという人も沢山いるはずですよ。</p> <p>多分、4反歩という土地の面積が先行してしまい、該当する土地がこれしかなかったというような背景が見えてきます。</p> <p>最初から中間管理機構において 20 万円で貸さなくても、無償で貸してもいいという人いるはずなので、もう少し考えて頂きたいと思います。</p> <p>せめて農地ぐらいは、無償であっせんしてやって欲しいと思います。</p>
20番 坂本委員	<p>雑種地だから 20 万円とのことですけど、中間管理機構を通った場合、農地になるとのこと。</p> <p>農地の標準価格、例えば反 5,000 円というようには変わらないのでしょうか。</p> <p>新規就農に対して、20 万円というのは、4 反で 20 万円ですか、それとも 1 反で 20 万円ですか。</p>
事務局 (鈴木主査)	<p>4 反で年額 20 万円です。</p>
事務局 (金成主査)	<p>これについては、委員の皆さんからのご指摘の通り、事務局でも農地のあっせんを考える中で、耕作放棄地や遊休農地が大変増えているということで、候補地はたくさん出てくるだろうと思います。</p> <p>認識はしております。</p> <p>ただ、今回ちょっと一番ネックになったのは、本人が小名浜・常磐地区を望んだということ。</p> <p>もう 1 点が、高設のハウスを立てるということについては、地権者の方との合意が難しいという認識を、これまでの就農相談を受ける中では感じているところです。</p> <p>貸すから是非ハウスを建ててくれというケースは中々無く、建てるのなら、撤去まで含めてちゃんとしてくれという意見が多いです。</p> <p>ですので、その辺で合意に至らないということも現実的にあることが、Kさんの関係を取り扱いながら感じたところです。</p> <p>今回、中間管理機構も非常に慎重に半年以上かけて、交渉を積み重ねてきたというのが現状です。</p> <p>平坦で出入りが容易な土地で、一団の農地として貸し借りができるという状況であることから、今回、進めたと同っています。</p> <p>県の就農コーディネイターも含めて土地を探したということで、農業委員会にも相談があり、佐川委員さんはじめ、常磐地区の委員の皆さんにもお声かけさせていただきました。</p> <p>今後は、本日のご意見を踏まえまして、就農相談等があれば、委員の皆さんには、密接にご協力をお願いしたいと思います。</p>

事務局
(金成主査)

ハウスということで、ネックにもなってきます。
これについては、樹木もそうですね。
オリーブとかブルーベリーとか木を植えますと、やはり嫌がられるというの聞いております。
そのように認識しております。
農家でもない素人が3人でやっとうまくいくのかなという疑問もありました。

20番
坂本委員

一気に4反歩の施設を建てて、それなりのことをやる考えなのか、徐々にふやしていくのか。
いずれにしても厳しいのは確かで、借金まみれで終わっちゃうのかなと思います。
ちょっと考え直したほうがいいのかと思います。

議長
(草野会長)

関わった関係機関が、後で痛い目に遭わないようにしなければいけないと思っていますが、私は、本人に頑張ってもらいたいとも思っています。
遠藤委員、ハウス経験者として、一言お願いします。

7番
遠藤委員

対象の土地は、私の自宅から一番近いところです。
昔、沼と水田でしたが、常磐炭鉱で掘ったため地盤沈下し、それで埋め立てられた土地です。
ですから実際には、3～4mぐらい盛ってあります。
昔、子供の頃は、あそこで遊んだ記憶があります。
皆さんマイナスのイメージで、色々心配だと思いますが、一番は本人のやる気ですよね。
やっぱり本人が色々考えて、半年練りに練って、多方面からアドバイスをもらって頑張っている。
私たち農業委員は、そういう意欲ある人を育てて行くのが一つの目標だと思います。
渡辺町昼野地区は、協力的な人が多い地域です。
Kさんは、地区の方に挨拶回りをして、区長さんはじめ、皆さんから、今のところ大歓迎の状況です。
イチゴ農家も近所に居ますし、もう40年ぐらいの農家もあって、年配者とか、最近定年になった人も多く住んでいる地域です。
イチゴ農園が開園されたら、是非そこでアルバイトでもいいから、働かせてもらえばいいなっていう人が本当に何人かおられます。
女性の方たちですが、実際に期待しています。
今の稼働力人でやれるのかという、皆さんも心配あると思いますが、実際にやってみて、駄目だなと思ったなら、やっぱり経営者だったら、じゃあ人を頼みましょうとか、そこら辺の考えは誰でも持っていると思います。
だから先の心配は、もちろん心配ですが、やはり本人がやる気を持って進んでいるということに水を差さないで、この話を進めた方が良くと地元

7番
遠藤委員

の委員として私は思っております。
いろいろな障害があると思います。
でも本人がやる気を出しているのだから、やっぱり助けてやるのが我々の仕事だと思います。
ぜひ委員の皆さんも温かい目で、見ていただければと思います。
以上です。

議長
(草野会長)

地元ならではのご意見、ありがとうございました。
そういう気持ちを常に持ちながらも、やはり危惧する部分があります。
最近、市の担い手支援係が新規就農者を増やしていますが、後で問題が起きることのないように、様々な意見を聞きながら計画を立てていかなければいけない。
そして、本人のやる気が、様々な問題を上回るということを期待したい。
これについては、今回出た意見・質問の内容をある程度咀嚼しながら、市の担い手支援係として、こういう理由で今に至りましたという報告を、次回の総会のときにでもお願いしたい。

事務局
(金成主査)

補足説明させてください。
私がお説明した内容は、新規就農相談センターが稼働していく中で、県、市、農協、土地改良区、公社等関係機関が協力して、新規就農者の支援を行っているということ。
また、その中で様々な懸念があるという地区審議会の意見を述べさせてもらったところです。
今日出た意見は、必ず関係機関等へ伝えさせていただくということをお約束したいと思います。
今後も、新規就農者の支援のため、皆様方の厳しいご意見等も、関係機関で共有していきたいと思っております。

議長
(草野会長)

金成主査へ最後に、雑種地保有者の常磐開発に対し、中間管理機構から、農地の賃借料として20万円が行くということに矛盾は感じないのか。
農地代として、雑種地所有者の常磐開発に行くっていうのはありなのか。

事務局
(金成主査)

契約の内容となりますが、イメージ上の農地で、農地を所有できない者が所有しているというご意見ですが、単純に見れば違和感が出ますが、土地所有者に対して、農地として利用している期間、その賃借料が支払われることについては、全く問題はないと認識をしております。
ただ契約期間が終了し、実際に土地が返される場合、基本は原状回復ですから、雑種地に戻るというのが認識でございます。
そうするとまた雑種地保有という形になりますので、これについても問題はないと考えます。

議長
(草野会長)

中間管理機構に、確認してください。
基本は、あくまでも農地の賃貸借です。
農地を借りたい人がいなければ結べないということは貫いているはず。
農地でない土地を所有する者が、中間管理機構が間に入ることで、賃貸借契約が結ばれるというのは、やはり矛盾を感じます。
その辺りを整理してください。

23番
木幡委員

おそらく雑種地としての固定資産税負担額を元に計算していると思いますが、契約期間だけ、地目を農地にする事は出来るのですか。
担当が違うと言われたら終わりですが。

事務局
(金成主査)

詳しい土地の権利関係については、把握しておりませんので、中間管理機構の方に確認したいと思います。

議長
(草野会長)

これから益々、中間管理機構の位置付けが重要になって来ますので、公社の方と確認を取っていただき、次回説明するという事でお願いします。
その他、ご質問ございませんね。

【意見・質問なし】

それでは長時間になりましたが、お諮りいたします。
議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第8号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決することにいたします。

それでは、時間も押しておりますが、ここで10分間の休憩を取ります。
15時45分まで休憩といたします。

【10分間の休憩】

それでは、続いてお願いします。

議案第9号、「非農地判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(金成主査)

議案書の12ページをお開き願います。

【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】

それでは説明をさせていただきます。

議案説明書24ページ、25ページをお開きください。

また、別紙資料2を併せてお開き願います。

番号1番については、長期間耕作が出来ていなかったため、当該地に竹が繁茂し山林の様相を呈しているようなことで、地権者から相談があり、地区審議会の委員で現地調査を行ったものです。

なお、3月の総会で、当該地権者の土地の非農地判断を行いました。当該土地に賃借権が設定されており、その権利の整理のため、判断からは除外したものです。

今般、賃借権の解除について整理ができたため、非農地判断をお諮りす

事務局
(金成主査)

るものです。

4月分は、畑 424 m²、合計 424 m²です。

現地の様子につきましては、資料 2 に掲載しておりますのでご確認いただければと思います。

事務局からの説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第 9 号について説明がありました。

ここで現地調査時の意見の報告ですが、私が現地調査をいたしましたので、ご報告申し上げます。

小川・川前地区審議会の委員として、報告いたします。

4 番
草野委員

議席番号 4 番、草野庄一です。

番号 1 番については、地区審議会の委員である小川智委員、白石保基委員の 3 人で、現状を確認いたしました。

資料 2 のとおり、竹が繁茂し山林の様相を呈している状況です。

非農地化することに、特段問題はありません。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

これについて、委員の皆様から何かご意見ご質問ございますか。

【意見・質問なし】

ご異議なしと認め、お諮りいたします。

議案第 9 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第 9 号、「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に報告に移ります。

報告第 1 号から報告第 5 号まで一括して、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の 13 ページをお開き願います。

【報告第 1 号を朗読し、報告事項（農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について）を説明】

それでは、議案説明書の 26 ページから 32 ページをお開き願います。

説明に入る前に訂正が 1 件ございます。

27 ページをお開き願います。

番号 4 番の権利を取得した事由につきまして、「持ち分放棄」という記載がございますが、正しくは、その他のものと同じように「相続」でございます。

訂正をお願いします。

それでは説明に入らせていただきます。

今月の報告件数は 26 件、権利の移動理由はすべて「相続」です。

権利の取得面積は、田 104,398 m²、畑 49,497.23 m²、合計 153,895.23 m²で

事務局
(府川係長)

す。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の 14 ページをお開き願います。

【報告第 2 号を朗読し、報告事項（農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の 33 ページ、34 ページをお開き願います。

今月の報告件数は 1 件、転用面積は、田 0 m²、畑、456 m²、合計 456 m²です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の 15 ページをお開き願います。

【報告第 3 号を朗読し、報告事項（農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について）を説明】

議案説明書の 35 ページから 37 ページをお開き願います。

今月の報告件数は 6 件、転用面積は、田 2,986 m²、畑 1,810 m²、合計 4,796 m²です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の 16 ページをお開き願います。

【報告第 4 号を朗読し、報告事項（農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について）を説明】

議案説明書の 38 ページから 40 ページをお開き願います。

今月の合意解約件数は 7 件、面積が、田 16,166 m²、畑 4,057 m²、合計 20,223 m²です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、報告第 5 号は、赤津係長から報告いたします。

事務局
(赤津係長)

それでは、報告第 5 号について、説明いたします。

議案書の 17 ページをお開き願います。

【報告第 5 号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】

議案説明につきましては、42 ページから 43 ページになります。

今月の交付件数は 2 件、面積は、田 21,335 m²、畑 17,021 m²、合計 38,356 m²です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。
報告は、以上です。

議長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですのでご承知願います。

それでは協議事項に入ります。

「令和 6 年農作業労働賃金標準額について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鹿内主査)

それではご説明申し上げます。

資料 3 をご覧ください。

昨年度に続きまして、農作業労働賃金標準額について協議を行うものです。

事務局
(鹿内主査)

今回は、協議の前段としまして、昨年同様に、標準額に関する調査をご依頼するものです。

調査につきましては、①から⑤までの5種類となり、①から④は、二部配付しております。

提出期限につきましては、令和5年6月23日金曜日の第27回総会までです。

では、資料2ページ目の調査要領をご覧ください。

調査要領と調査票になりますが、まず委託した農家の意見につきましては、調査票①をお使いください。

逆に委託した農家の意見につきましては、調査票②をお使いください。

農家を2戸選んでいただきまして、ご記入願います。

また、雇用した農家の意見につきましては、調査票③をお使いください。

雇用された農家の方につきましては、調査票④をお使いください。

調査票①②と同様に、農家2戸を選んでいただきまして、ご記入願います。

調査票⑤につきましては、農業委員ご自身の意見となります。

また、今回は令和5年度標準額の策定経過についても、9冊お配りしておりますので、調査を依頼する際に併せてお配りいただきたいと思っております。

新たに設定して欲しい作業項目や、令和5年標準額の問題点、並びに昨年再検討としました「溝切り」や「倒伏田の刈り取りに係る割増率の設定」等についてご意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。

資料の最後は、令和6年の策定スケジュールとなります。

7月から11月までの期間を協議検討の期間としております。

その後、福島さくら農業協同組合いわき統括センターの承認を経て、12月の総会で議案として提案する予定です。

1月上旬には印刷作業に入り、1月下旬には、農業者の皆様へ配付する予定です。

最後になりますが、昨年同様に、委員の皆様による調査と併せまして、農業委員会だよりを活用したアンケート調査を7月に実施いたします。

調査の方法につきましては、市公式ホームページに投稿フォームを設ける形でしたが、加えて、郵送による回答も可能といたします。

農繁期のお忙しい中ではございますが、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、令和6年農作業労働賃金標準額について、説明がありました。

この件について、皆様からご意見・ご質問はございますか。

12番
生田目委員

以前も同じことを言いましたが、燃料代も上がり、電気代も上がり、雇用する人件費も上がりという状況を踏まえて、一括アップも視野に入れて検討してくださいということをお話したと思っております。

その点を踏まえて、検討を進めていただきたいと思っております。

12番
生田目委員

それともう1点、今回の調査は、農業委員だけなのでしょう。農協さんに承認を得ているのだから、農協さんの意見も必要なんじゃないのでしょうか。

まず、農協さんからの意見をいただくというのが一番だと思います。

農協さんでは、育苗や販売もしています。

その値段の調査も必要だと思います。

また、ライスセンターでの受入金額、そういうところの調査も必要になってくるのではないかと思います。

ご検討をお願いいたします。

議長
(草野会長)

1点目に関しては、この協議に入った中で検討するという事にします。あと2点目の農協の意見は聞いているのかということですが、これについては、前担当者の浅川主査から説明をお願いします。

事務局
(浅川主査)

生田目委員から、調査にあたり農協の意見を聞く必要がないのかというご質問がございました。

こちらにつきましては、後任の鹿内主査に引き継いだ事のひとつとして、「倒伏田の刈り取り」の再検討がございます。

以前の総会で、四家(誠)委員さんから、農協で何か参考となるものを出しているかもしれないというお話がありました。

本年度の検討にあたっては、農協からも情報収集をしながら進めるよう引き継ぎを行っておりますので、協議の場の中で、適宜、必要な情報を収集し、策定作業を進めて行きたいと考えておりますのでご理解願います。

当然、農協さんと価格差があるとまずいので、その辺は統一する形で事前に情報を得るとか、次の協議までに情報を得るといふような形で進めたいと思います。

20番
坂本委員

私は、農協の水稲部会に入っております、私以外にも、役員になっている農業委員が数名います。

水稲部会でも、いつも農業委員会からの一方的な承認という形で、いかなものかという声があります。

農協の方からも、農業委員会が策定した標準額について、意見を出していただいた方がいいのかなと思ひ、今、手を挙げました。

一応、部会の役員会の際に、提案してみようかなと思ひます。

以上です。

議長
(草野会長)

水稲部会の役員となっている委員の皆様、適宜、意見を出していただきながら、情報共有できるものはして行くことで動いていきたいと思ひます。

では、その他ございますか。

【意見・質問なし】

なければ、事務局の説明のとおりといたします。

議長
(草野会長)

次回からスケジュールのとおり進めていきますので、ご承知願います。
次に、「令和5年度の最適化活動の目標について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(金成主査)

それでは、資料4-1、4-2をお開きください。
資料の4-1につきましては、令和5年度の最適化活動の目標の設定です。
こちらにつきましては、3の総会で一旦議決をいただいた内容であります。
3月の説明の際に、令和4年度3月末現在の数字が固まっていないということで、仮の数字で議決をいただいたところです。
今回その数字が固まったことから、改めて説明をさせていただくものです。
変更点があったところを中心にご説明したいと思います。
最適化活動の目標について1ページ目の一番下です。
①と書いてあるところ7,290㎡。
いわき市の農地面積については、統計上の面積を用いるということです。
次に、2ページ目です。
最適化活動の目標の一つ目、「農地の集積」です。
管内の農地面積7,290㎡。
これまでの集積面積、こちらが令和4年度末の数字が出ております。
市農業生産振興課からいただいた数字が2,426haで、集積率は33.3%でした。
これを基にシミュレーションを行いました。
この詳しいシミュレーションにつきましては、昨日から行われています各地区審議会において、説明させていただいておりますので、今回は、いわき市全体の数字のみということで、ご確認いただければと思います。
目標については、令和11年度までに集積率68%を目標とするということが定められておりますので、それに併せて、昨年度と今年度につきましては、190haの集積目標を定めたところです。
シミュレーション上は、農地面積が減ったことによって、集積面積は1ha減少しておりますが、集積率は上がっているということもあり、190haの目標、前回お示した目標を変えずにシミュレーションしました。
先月の資料見ていただくと、③190haと入っております。
それを足しますと、④、今年度末には2,616ha。
今年度末目標が35.9%ということです。
次年度以降は、傾斜配分上、シミュレーションを上げておりますので、それをもって令和11年度末に68%を目指すということで計画を立てております。
次に、遊休農地の解消についての現状です。
こちら、昨年度の非農地判断と様々な事業に取り組んだことにより少し減っております。

事務局
(金成主査)

⑥番、287ha。

これは、3月に示した数字と変わっておりません。

この段階で出ておりましたのでその数値を用いております。

対象面積が、287ha。

解消目標は5分の1の57.4haです。

bの黄区分の遊休農地は、現在ありません。

イ、新規発生遊休農地の解消、これにつきましては、昨年度発生した新規の遊休農地緑区分を、翌年度中に解消することを目標にすることで定められておりました、こちらが19haございます。

続きまして、3ページ、新規参入の促進につきましては、目標値の考え方が若干変更されております。

昨年度については、平成28年度から3年の権利移動面積の平均値ということで取ることということでしたが、②の目標値、農業委員会が把握する直近3年の平均面積ということでして、令和元年度から3年のものをつけております。

平均286.7ha、その1割を目標とすることとされておりますので、28.7haということですが。

これは、新規参入の同意面積です。

新規参入者に貸し付けてもいいという同意が得られた面積を実績値として載せるということです。

続きまして、2番目の最適化活動の活動日数目標です。

こちらにつきましては、前回3月の説明では、9月末までの前期の活動実績をもとに、その平均月数を上回るものをつけております。

昨年度までは、10日を設定したところですが。

最適化交付金の活動の評価日数13日を目指して、15日を皆さんにお願いをしたところ、活動日数がそれに到達しておりました。

こちらについては、A3の資料の裏面、左側となります。

活動日数の令和4年度末実績というところに、実数日が載っております。

1番目の岡村委員から緑川委員まで56名の1年間の活動日数を積み上げさせていただきまして、年間合計が11,139日。

こちらを12ヶ月、56名で割りますと、月平均が16.58日と導き出され、新しい経営局長通知の改定基準によりますと、この日数を上回る日数を設定するとされておりますので、17日としたところですが。

なお、3月にお示した内容も、17日ということにして、委員の皆様には、年間平均で活動していただいたということで、大変高いアベレージとなったところですが。

今年度は、17日の目標ということですが。

活動強化月間につきましては、3ヶ月を目標とするということで、昨年同様12月の農地の集積、1月の遊休農地の解消、2月の新規参入の促進と定めさせていただいております。

こちらについては、地区審議会毎に、様々な事情が異なりますので、活動を強化していきたいと考えているところです。

事務局
(金成主査)

新規参入相談会の参加、昨年度は佐川委員と根本推進委員の2名の方に出ていただきましたが、今年度は、市内の県が主催するものに1人以上参加するという規定がありますので、積極的に参加して参りたいという目標です。

A3の資料に戻っていただきます。

大変に細かい目標値の数字を出ささせていただきましたが、昨年度は、32名の推進委員の皆様合計値が、市全体の合計値に合致するという事で、32名の目標を設定し、地区審議会ベースの目標を割り振らせていただきましたが、この最適化活動の実績を出す際の考え方として、年度途中ですが、国から実施している委員全員で案分した状況で出してくださいとのことでした。

つまり、56名の委員の皆さんの合計が、市全体の合計値と一致するように出して欲しいということで、昨年度途中にその考えが示されたことから、今般4月の個別目標につきましては、56名に案分したもので計算をさせていただきます。

今これを全て説明しますと大変時間かかる場所がありますので、こちらについては、地区審議会において、推進委員の皆様と併せて、個別にご説明いたします。

表の一番下に、①から⑫まで記載をさせていただきますが、農地面積、集積面積、遊休農地面積、新規参入促進面積、それぞれがすべて、市の目標に位置しているような状況で作らせていただいております。

数字が違うのは地区審議会毎に状況が変わっているからです。

なお、こちらの目標につきましては、福島県農業会議の確認を経て、4月末までに公表することが義務づけられておりますので、4月の最終週の金曜日までには、市ホームページでの公表並びに国への報告、という段取りで進めて参りたいと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、「令和5年度の最適化活動の目標について」、説明がございました。

これについて、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ないようですので、事務局説明の通りご承知願います。

それでは、その他に入ります。

まず、赤津係長よりお願いします。

事務局
(赤津係長)

【資料5】令和5年度いわき市農業委員会年間行事予定表

⇒ 総会開催日の一部変更について、上記資料により説明した。

【資料6】令和5年度いわき市農業委員会現地調査スケジュール

⇒ 調査日の一部変更について、上記資料により説明した。

事務局 (大内主査)	<p>【資料7】 農業者年金加入状況・受給状況内訳 ⇒ 上記資料により、内容を説明した。</p>
事務局 (赤津係長)	<p>【資料8】 令和5年度事務分掌 ⇒ 人事異動に伴う担当者変更について、上記資料により説明した。</p>
事務局 (鹿内主査)	<p>【付番なし資料】 令和5年度いわき市の農林水産業について ⇒ 委員に、冊子を配付した。</p>
議長 (草野会長)	<p>他に委員の皆様から何かございますか。</p>
8番 佐川委員	<p>昨年新聞記事に、神奈川県農業会議と農業公社が合併するという記事が載っていましたが、その後どうなったのか、ご存知であればお伺いしたいと思います。</p>
議長 (草野会長)	<p>これは、県農業会議会長の鈴木(理)委員が、ご存じではないでしょうか。</p>
11番 鈴木(理) 委員	<p>私は、聞いておりません。</p>
議長 (草野会長)	<p>詳細がわかりませんので、後日、返答するという事によろしいでしょうか。</p>
8番 佐川委員	<p>はい。</p>
議長 (草野会長)	<p>その他ございますか。</p>
	<p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第25回総会を閉会いたします。</p>

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	いわき市農業委員会事務局規程の改正について	原案のとおり可決
第2号	いわき市農業委員会に係る行政手続き等における情報通信技術の利用に関する規則の廃止について	原案のとおり可決
第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第6号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第7号	農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について	原案のとおり可決
第8号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第9号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	20 坂本 和徳

6 本総会の閉会時刻

午後4時30分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

3 志賀 幸

4 田子 耕一